

平成29年度 介護職員初任者研修 募集要領

社会福祉法人海老名市社会福祉協議会

平成29年度介護職員初任者研修通学課程募集要領

1 研修の目的

少子高齢化の進行により、介護現場における労働人口が減少し、海老名市においても福祉・介護人材の確保が喫緊の課題となっております。

介護職員としての必要な知識及び技術を習得し、適切なサービスを提供できる人材を育成し、介護現場における人材の安定的な確保を図ることを目的とする。

2 研修名

介護職員初任者研修 通学課程

3 研修実施事業者

社会福祉法人海老名市社会福祉協議会

担当課 在宅支援課 (☎046-236-6626)

4 定員及び応募対象

(1) 定員 24名

(2) 対象 満18歳以上で海老名市内在住・在勤の方で研修の全日程を受講できる方。
修了後、海老名市内の訪問介護事業所、介護施設等への就労を希望する方。

5 応募方法

(1) 受講希望者は、別紙の受講申込書に必要事項を記入のうえ、受講料を添えて社協（海老名市役所1階または国分寺台ケアセンター）へ提出してください。

(2) 申し込み期限 11月9日（木） 定員になり次第締め切り

6 研修の日程及びカリキュラム

別紙のとおり

7 研修会場

会場 海老名市立総合福祉会館 他

住所 海老名市めぐみ町6-3

8 参加費

47,700円

【内訳】受講料40,000円、テキスト代6,995円、保険料705円

※受講料は、開校日の前日までにキャンセルがあった場合は全額返金します。

※就労支援金について

研修終了後に資格を取得した方が、研修終了後1年以内に市内の介護事業所に就職し、且つ6ヵ月以上継続して就労した場合、受講料の40,000円を就労支援金として支給します。

9 研修修了の認定

本研修の全課程に出席し、「こころとからだのしくみと生活支援技術」の各項目の評価において、一定のレベルに達し、且つ全科目修了時に行う筆記試験の評価基準（70点以上）を満たした者として認定します。

※補講について

- (1)原則10分以上の遅刻・早退は欠席とする。
- (2)研修の一部を欠席した者で、やむを得ない事情があると認められる者については、補講を行います。補講は、原則として他の事業者が行う同研修を受講することにより行います。
- (3)補講は1時間につき3,000円を受講者負担とします。

※再試験について

- (1)担当講師の補講の上、再試験は2,000円を受講者負担とします。
- (2)筆記再試験において、なお基準以下の場合は修了証明書は発行されません。

10 修了証明書

修了者と認定した方に「神奈川県介護初任者研修事業指定要綱」に基づく修了証明書を発行します。